

株式会社 カイカ

証券コード：2315

第30期

定時株主総会 招集ご通知

目次

第30期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	19
計算書類	24
株主総会参考書類	41

開催日時

平成31年1月30日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 B2階 サフラン

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとして
新株予約権を発行する件

(証券コード 2315)
平成31年1月15日

株 主 各 位

東京都目黒区大橋一丁目5番1号
株式会社 カ イ カ
代表取締役社長 鈴 木 伸

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席頂けない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成31年1月29日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年1月30日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 B2階 サフラン

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項**
1. 第30期（自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~

(お 願 い) 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。  
(お 知 ら せ) 本招集のご通知添付書類のうち、「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.caica.jp>）に掲載しておりますので、本招集のご通知添付書類には記載していません。  
添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.caica.jp>）に掲載致します。  
総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成29年11月1日～平成30年10月31日)におけるわが国経済は、底堅い企業収益や雇用情勢の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、米国の通商政策による貿易摩擦、各国の地政学的リスクの影響が懸念され、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが主に事業を展開する情報サービス産業におきましては、政府の成長戦略を受けたビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン等によるIT利活用の高度化、多様化による需要増加が見込まれております。

こうした状況の下、当社グループでは引き続き、フィンテック関連分野、とりわけ仮想通貨関連事業に注力しております。仮想通貨分野において複数の企業、複数のユーザーに対するサービス提供の場(プラットフォーム)を創造する金融サービスのプラットフォーマーとしての立場をいち早く確立し、「仮想通貨の金融プラットフォーム」を、当社グループの成長を牽引するエンジンにしていく方針であります。

平成29年11月、当社は仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、コンサルティング、仮想通貨の投融資及び運用を行う株式会社CCCT(以下、「CCCT」といいます。)を設立いたしました。

平成30年2月、当社は「仮想通貨プラットフォーム構想」における金融サービス分野での重要な位置づけになることを期待し、eワラント証券株式会社(以下、「eワラント証券」といいます。)、EWARRANT INTERNATIONAL LTD.及びEWARRANT FUND LTD.の3社(以下、「eワラント3社」といいます。)の全株式を取得し、子会社化いたしました。

平成30年3月、既に51%を所有していた株式会社ネクス・ソリューションズ(以下、「ネクス・ソリューションズ」といいます。)の株式を株式交換により100%取得し、完全子会社化いたしました。

平成30年10月、株式会社フィスコデジタルアセットグループ(以下、「FDAG」といいます。)との資本・業務提携及びFDAGが発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の引受けを実行いたしました。これは、テックビューロ株式会社が運営する仮想通貨交換所「Zaif」における仮想通貨の不正流出事件を受けた金融面・技術面での支援であり、当社は、「Zaif」事業を譲受ける株式会社フィスコ仮想通貨取引所(以下、「FCCE」といいます。)の親会社であるFDAGの無担保転換社債型新株予約権付社債を引受けるとともに、当社及びFDAGそれぞれの子会社を含む資本・業務提携を行い、FDAGグループのシステムの開発を担ってまいります。

また、当社グループは、アイスタディ株式会社、株式会社テリロジー、株式会社シーズメン<sup>\*1</sup>(以下、「シーズメン」といいます。)、株式会社レジスト・アート(以下、「レジスト・アート」といいます。)等と資本・業務提携を行いました。

※1 CCCTとシーズメンは資本業務提携契約を締結するとともに、CCCTがシーズメンの第三者割当増資を引受けたことにより、シーズメンは当社の持分法適用関連会社になりました。なお、シーズメンは当第4四半期より新たに追加した「その他事業」セグメントに区分しております。

当連結会計年度における売上高は7,640百万円（前連結会計年度比44.1%増）、営業損失は395百万円（前連結会計年度は、営業利益 296百万円）、経常利益は612百万円（前連結会計年度比15.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は632百万円（前連結会計年度比4.4%減）となりました。

連結売上高は、前連結会計年度に比べ大幅に増加いたしました。当社における既存の大手Sier向け開発案件が堅調であったことに加え、前連結会計年度に子会社化した、株式会社東京テック（以下、「東京テック」といいます。）及びネクス・ソリューションズも堅調に推移いたしました。また、第2四半期より子会社化したeワラント3社の平成30年4月～10月の7ヵ月分が連結業績に反映されております。一方、CCCTも第1四半期より連結しておりますが、仮想通貨の運用損益が赤字となったため、売上高に当該赤字額を計上しております。なお、当社における仮想通貨の運用損益は第2四半期より売上高に計上しております。

利益面では、仮想通貨の運用赤字による売上高の減少に伴う売上総利益の減少により、連結営業利益は減少いたしました。連結経常利益は、第1四半期における仮想通貨売却益の計上や、第3四半期における投資有価証券売却益の計上があったものの、営業利益の減少を補えませんでした。親会社株主に帰属する当期純利益は、第1四半期に当社において仮想通貨評価益を計上したことや、eワラント証券の株式の購入代金の一部をCAICAコインで取得したことに伴う特別利益の計上がありました。第2四半期においては、eワラント3社にかかるのれんの減損損失を計上いたしました。第3四半期には、投資有価証券売却益を計上いたしました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べやや減少いたしました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

なお、当社グループは「情報サービス事業」の単一セグメントでありましたが、当連結会計年度において、「仮想通貨関連事業」、「金融商品取引事業」、「その他事業」が新たに追加されております。なお、比較対象となるセグメントが無いことから、前年同期比は記載しておりません。

## 1) 情報サービス事業

### (金融機関向けシステム開発分野)

当社におきましては、引き続き大手Sierを中心に事業活動を強化いたしました。大型の新規案件は引き合いが少ない傾向にありましたが、継続案件は拡大傾向にあり、とりわけ保険会社向け案件の受注が好調に推移いたしました。

東京テック及びネクス・ソリューションズにおきましては、既存顧客からの受注の維持・拡大に努め、安定した受注を確保いたしました。

### (非金融向けシステム開発分野)

当社におきましては、卸売・小売り向けの案件がピックアップを迎え、今後受注が減少傾向となることをふまえ、規模の拡大が見込める官公庁向け案件に注力した結果、売上高が大幅に増加いたしました。

東京テックにおきましては、引き続き卸売・小売業の分野が好調であり、受注は安定的に推移い

たしました。

ネクス・ソリューションズにおきましても、製造業向けのシステム開発や大手ガス会社のシステム開発等、受注は安定的に推移いたしました。

(フィンテック関連分野)

当社におきましては、引き続き、テックビューロホールディングス株式会社のICOソリューション「COMSA」の開発パートナーとして、CMSトークンの発行・管理におけるEthereum（イーサリアム）上のコントラクト開発や、「COMSA」の中核である「COMSA CORE」及び「COMSA HUB」の開発を手掛けております。また、ブロックチェーンの実サービスへの適用案件のニーズ発掘に注力した結果、新たなブロックチェーン実証実験サポートの案件の受注や、コンサルティングを受注しております。ブロックチェーン以外の分野においても、大手ECサイト運営企業におけるスマートフォンでのクレジットカード決済の開発等、着実に実績を積み上げております。

ネクス・ソリューションズにおきましては、ICT・IoT・デバイス事業を手掛ける株式会社ネクスと共同で、介護送迎車のOBD IIソリューションの開発・販売を行っております。また、テレマティクスサービス<sup>\*2</sup>として、自動車学校や幼稚園の送迎バスの現在位置、遅延状況が分かるスマートフォン版サービスを提供しております。また、超高速開発ツールの資格取得推進やAI技術者の育成にも注力いたしました。

これらの結果、情報サービス事業の売上高は、7,711百万円、営業利益は238百万円となりました。

※2 テレマティクスサービスとは、自動車等の移動体に通信システムを組み込んで、さまざまなサービスを受けられるようにすることです。

## 2) 仮想通貨関連事業

当社及びCCCCTは、仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、コンサルティング、仮想通貨の投融資及び運用事業を行っております。

当社におきましては、平成30年9月に起きた仮想通貨交換所「Zaif」における仮想通貨盗難を受け、技術支援として「Zaif」システムの改善を請け負っております。

CCCCTにおきましては、セキュリティを強化した新仮想通貨交換所システムをフィスコ仮想通貨取引所に提供いたしました。この度の提供を皮切りに、当該仮想通貨交換所システムの外販営業を開始しております。また、ブロックチェーンを用いたアートの登録・管理システムの開発を手掛け、公証プラットフォーム「regist ART」として、レジスト・アートに提供いたしました。

仮想通貨に関するシステム構築のノウハウ獲得のために、当社及びCCCCTにて実施している仮想通貨の運用は、当連結会計年度においては730百万円と大幅な運用黒字の結果となっておりますが、第1四半期において、当社における仮想通貨の運用損益は売上高計上ではなく、営業外収益（915百万円）及び特別利益（183百万円）での計上となったこと<sup>\*3</sup>また、平成30年1月に起こった、みなし仮想通貨交換業者における仮想通貨不正流出事件を機にビットコイン等の価格が急落した影響により、第1四半期において、CCCCTにおける仮想通貨運用が赤字となったことから、当該赤字額の313百万円を売上高に計上いたしました。

一方、開発を進めております「仮想通貨プラットフォームシステム」の先行投資により、費用は引き

続き増加いたしました。

当社及びCCCCTは、仮想通貨及びブロックチェーン技術に関わるシステム開発を幅広く手掛けておりますが、今後は開発したシステムの貸与やライセンス販売等による収益化を計画しております。

これらの結果、仮想通貨関連事業の売上高は△80百万円、営業損失は671百万円となりました。

※3 当社定款の目的変更に伴い、第2四半期からは、当社における仮想通貨運用は売上高区分に計上しております。

### 3) 金融商品取引事業

当社は平成30年2月（みなし取得日 平成30年3月31日）に金融商品取引事業を営むeワラント3社を連結子会社化いたしました。登録商標である「eワラント」の知名度は高く、日本における代表的な小口の投資家向け店頭カバードワラント\*4として、オンライン証券を通じて取引されております。eワラント証券は、カバードワラントの商品設計、システム開発、安定運用等について高度な専門知識と経験を持つスタッフを擁しており、投資家の皆様の様々なニーズを満たすことができる金融商品を開発し提供することで、事業の拡大を目指しております。

当連結会計年度においては、これまで以上に業務の透明性や効率性の確保、法令・諸規則遵守、またリスク管理といった金融商品取引業における内部管理態勢の強化に取り組みました。

また、東京、茨城、広島での会場セミナーや、株式会社SBI証券のウェブサイト及びeワラント証券公式YouTubeチャンネルにおけるオンラインセミナーを毎月実施したほか、商品解説資料をマンガ形式にリニューアルし、商品理解の促進に努めました。また、eワラント証券のオウンドメディアである「eワラントジャーナル」の投資情報コンテンツの拡充や、株式会社フィスコを經由した「eワラント取引動向ニュース」の配信を継続したほか、同社の投資情報サイト「フィスコウェブ」とのタイアップ広告を実施いたしました。さらにテレビコマーシャルを再開したほか、外部媒体によるニュース解説コンテンツの配信を開始し、ラジオNIKKEI 第1「マーケットプレス」に社員が出演する機会を増やすなど積極的なPR活動を行っております。

なお、当連結会計年度においては、eワラント3社は平成30年4月～10月の7ヵ月分が連結業績に反映されております。

この結果、金融商品取引事業の売上高は432百万円、営業損失は19百万円となりました。

※4 カバードワラントとは、金融商品取引法上の有価証券であり、オプション取引に係る権利を表示する証券のことです。「オプション取引」と同様に、投資家はオプションの買い手として、株式等のコール型ワラント（買う権利）やプット型ワラント（売る権利）を購入することができます。

#### 4) その他事業

CCC Tは、平成30年2月（みなし取得日 平成30年5月31日）にカジュアルウェア等の小売を営むシーズメンと資本業務提携契約を締結するとともに、同社の第三者割当増資を引受け、持分法適用関連会社化いたしました。なお、みなし取得日を平成30年5月31日としているため、第3四半期においては貸借対照表のみを連結し、損益計算書は当第4四半期（平成30年8月～10月の3ヵ月分）の持分法投資損益が計上されております。また、当社は平成30年10月にフィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合に150百万円を出資し、持分法適用関連会社化いたしました。これに伴い、第4四半期より本投資事業組合は「金融商品会計」により出資会社（当社）にて「持分法に準じた処理」を行い、持分変動相当額を貸借対照表、損益計算書にそれぞれ出資金、その他営業外損益として計上しております。

このような状況を受けまして、当連結会計年度におきましては、当期の業績及び将来の事業展開と事業規模拡大のために内部留保が必要と判断し、誠に遺憾ながら前期に引き続き配当を見送らせていただくことといたします。



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当増資により2,330百万円、取引金融機関6社との当座貸越及びコミットメントライン契約により2,000百万円の資金調達を行っております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 対処すべき課題

### ・人材の採用・育成の取り組み

情報サービス産業におきましては、慢性的な技術者の不足に加え、複雑・高度化する技術への対応という難題を抱えております。当社グループにおきましても優秀な人材の採用ならびに人材育成は重要な経営課題と認識しております。高スキルを保有するシステムエンジニアや、システムの企画、設計、開発、構築、導入から保守、運用までを一貫してマネジメントできる人材の積極的な採用及び育成を実施してまいります。

### ・受注拡大への取り組み

当社はこれまで、金融機関向けシステム開発を主力としておりましたが、継続的かつ安定的な受注の拡大を図るためには、顧客及び業種における第2・第3の柱を築くことが重要であります。そのため、現在の取引領域を最大限に拡大するとともに、当社のこれまでのシステム開発のノウハウを活かし、隣接領域への展開及び取引拡大に努めてまいります。これにより、非金融分野及びエンドユーザーとの取引比率の向上を目指します。

### ・品質及び生産性向上の取り組み

サービスの品質と価格の両面に対する顧客からの強い要請や、同業他社との価格競争の激化により、収益性の低下が懸念されます。当社では、品質及び生産性向上については重要な経営上の課題と受け止め、品質及び生産性の革新に向けた取り組みを強化してまいります。具体的には、各部門におけるプロジェクトのチェック、課題の把握と改善を実施し、不採算案件の発生防止と継続的な品質の向上を図ってまいります。



## (8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 項目                             | 期別 | 第 27 期<br>(平成27年10月期) | 第 28 期<br>(平成28年10月期) | 第 29 期<br>(平成29年10月期) | 第 30 期<br>(平成30年10月期) |
|--------------------------------|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売 上 高                          |    | 4,126,292             | 5,337,111             | 5,300,801             | 7,640,243             |
| 経常利益又は経常損失 (△)                 |    | △552,764              | 131,745               | 728,455               | 612,798               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は当期純損失 (△) |    | △6,060,250            | 392,067               | 661,490               | 632,348               |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)          |    | △38円99銭               | 1円61銭                 | 2円40銭                 | 1円77銭                 |
| 総 資 産                          |    | 4,606,146             | 1,980,825             | 5,436,827             | 11,022,789            |
| 純 資 産                          |    | 140,680               | 481,915               | 4,213,079             | 7,266,269             |
| 1 株 当 たり 純 資 産                 |    | 0円36銭                 | 1円76銭                 | 12円16銭                | 20円15銭                |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数をのぞいて算出しています。
2. 第27期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成27年4月1日から平成27年10月31日までの7ヵ月間となっております。

## (9) 主要な事業内容 (平成30年10月31日現在)

当社グループ (当社及び当社の関係会社) は、当社、連結子会社7社、持分法適用関連会社3社、持分法非適用関連会社2社から構成されており、「情報サービス事業」、「仮想通貨関連事業」、「金融商品取引事業」、「その他事業」を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

| 事業の種類       | 内 容                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情 報 サ ー ビ ス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム開発</li> <li>・システムに関するコンサルティング</li> <li>・システムのメンテナンス・サポート</li> </ul>                      |
| 仮 想 通 貨 関 連 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売及びコンサルティング</li> <li>・仮想通貨の投融資、運用</li> </ul>                             |
| 金 融 商 品 取 引 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資運用業</li> <li>・カバードワラントのマーケットメイク業務</li> <li>・カバードワラントの発行業務</li> </ul> |
| そ の 他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジュアルウェア等の小売</li> <li>・投資事業</li> </ul>                                                       |

## (10) 主要な拠点等（平成30年10月31日現在）

当 社：本社（東京都目黒区）

子会社：各本社（東京都4社、英国領ヴァージン諸島1社、英国領ケイマン諸島2社）及び事業所（東京都、愛知県、大阪府、福岡県各1カ所）

## (11) 従業員の状況（平成30年10月31日現在）

| 事業の種類  | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------|-------------|
| 情報サービス | 679名 | —           |
| 仮想通貨関連 | 7名   | —           |
| 金融商品取引 | 24名  | —           |
| 合計     | 710名 | 31名         |

(注) 1.従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社の出向者を含む。）であり、役員は含まれておりません。

2.従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、eワラント証券株式会社の連結子会社化によるものであります。

3.当連結会計年度より、新しい事業区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

## (12) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年10月31日現在）

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 持株比率 | 主要な事業内容                                     |
|-----------------------------|------|---------------------------------------------|
| SJ Asia Pacific Limited     | 100% | 中間持株会社                                      |
| 株式会社東京テック                   | 100% | ソフトウェア受託開発サービス等                             |
| 株式会社ネクス・ソリューションズ            | 100% | ソフトウェア及びシステムの設計、開発、販売及び保守、管理ならびにコンサルティング業務  |
| 株式会社C C C T                 | 100% | 仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、コンサルティング、仮想通貨の投融資及び運用 |
| eワラント証券株式会社                 | 100% | 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資運用業                 |
| EWARRANT INTERNATIONAL LTD. | 100% | カバードワラントのマーケットメイク業務                         |
| EWARRANT FUND LTD.          | 100% | カバードワラントの発行業務                               |

当社の連結子会社は上記重要な子会社の7社であります。

### ③ 関連会社の状況

| 会社名                   | 持株比率 | 主要な事業内容                                             |
|-----------------------|------|-----------------------------------------------------|
| 株式会社ネクス               | 49%  | 各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売、それらにかかわるシステムソリューション提供及び保守サービス |
| 株式会社シーズメン             | 17%  | カジュアルウェアの小売り等                                       |
| フィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合 | 42%  | 投資事業                                                |

当社の持分法適用関連会社は上記に記載した関連会社の3社であります。また、その他の持分法非適用関連会社が2社あります。

### (13) 主要な借入先 (平成30年10月31日現在)

| 借入先            | 借入額       |
|----------------|-----------|
| シンジケートローン (注2) | 1,500,000 |
| 株式会社三井住友銀行     | 500,000   |

(注) 1. 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(注) 2. シンジケートローンは、株式会社千葉銀行を幹事とする4行の協調融資による900,000千円と、株式会社三井住友銀行を幹事とする2行の協調融資による600,000千円の合計であります。

### (14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成30年12月26日開催の取締役会において、株式会社フィスコデジタルアセットグループ（以下、「FDAG」といいます。）が発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使を履行し、FDAGを当社の持分法適用関連会社とすることを決議いたしました。詳細については、個別注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 830,556,000株
- (2) 発行済株式の総数 360,858,455株（自己株式192,954株を含む）
- (3) 株主数 34,951名
- (4) 大株主

| 株主名                       | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------|------------|--------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 53,474,200 | 14.83% |
| 株式会社ネクスグループ               | 52,605,155 | 14.59  |
| 株式会社SBI証券                 | 5,794,700  | 1.61   |
| 株式会社SRA                   | 5,033,200  | 1.40   |
| 株式会社SRAホールディングス           | 5,016,800  | 1.39   |
| 日本証券金融株式会社                | 3,008,800  | 0.83   |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）           | 2,596,800  | 0.72   |
| 楽天証券株式会社                  | 1,998,900  | 0.55   |
| 竹内健一                      | 1,684,600  | 0.47   |
| カブドットコム証券株式会社             | 1,264,200  | 0.35   |

(注) 1. 持株比率は、自己株式（192,954株）を控除して算出しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成30年10月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項（平成30年10月31日現在）

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 役名      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                  |
|---------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 八木 隆二  | 内部監査室、広報 担当、株式会社東京テック代表取締役社長、株式会社ネクス・ソリューションズ取締役、株式会社C C C T代表取締役社長、eワラント証券株式会社代表取締役、EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director、EWARRANT FUND LTD. Director、株式会社フィスコデジタルアセットグループ取締役 |
| 代表取締役社長 | 鈴木 伸   | 事業推進本部、第一ソリューション事業本部、第二ソリューション事業本部、第三ソリューション事業本部、B P 推進室、フィンテック戦略室 担当、株式会社東京テック取締役、株式会社C C C T取締役                                                                             |
| 代表取締役専務 | 山口 健治  | 財務経理本部、総務人事部 担当、財務経理本部長、総務人事本部長 委嘱、株式会社東京テック取締役、株式会社ネクス・ソリューションズ取締役、株式会社C C C T取締役、eワラント証券株式会社取締役、EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director、EWARRANT FUND LTD. Director            |
| 取締役     | 佐藤 元紀  | 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー取締役、株式会社フィスコ取締役、株式会社ケア・ダイナミクス取締役、株式会社フィスコIR代表取締役社長、株式会社シャンティ取締役                                                                                          |
| 取締役     | 川崎 光雄  | 株式会社カテナシア代表取締役、一般財団法人アジア医療支援機構監事、医療法人マザーキー理事、社会福祉法人善光会理事                                                                                                                      |
| 取締役     | 幾石 純   |                                                                                                                                                                               |
| 取締役     | 島村 和也  | 島村法律会計事務所代表、株式会社スリー・ディー・マトリックス社外取締役、コスモ・バイオ株式会社社外取締役、アイビーシステム株式会社社外監査役、株式会社アズーム社外監査役                                                                                          |
| 常勤監査役   | 古賀 勝   | 株式会社東京テック監査役、株式会社ネクス・ソリューションズ監査役、株式会社C C C T監査役、eワラント証券株式会社監査役、株式会社シーズメン社外監査役、株式会社フィスコ仮想通貨取引所監査役                                                                              |
| 監査役     | 杉本 眞一  | ボナファイデコンサルティング株式会社代表取締役                                                                                                                                                       |
| 監査役     | 細木 正彦  | ウィルコンサルティング株式会社代表取締役、あすか信用組合監事、株式会社タカヤ監査役                                                                                                                                     |
| 監査役     | 勝部 日出男 | 日本メナード化粧品株式会社取締役、株式会社ナレッジカンパニー代表取締役                                                                                                                                           |

- (注) 1. 取締役のうち川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち、杉本眞一氏、細木正彦氏、勝部日出男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉本眞一氏、細木正彦氏、勝部日出男氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 細木正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 八木隆二氏は、平成30年11月30日をもって代表権を返上し、平成30年12月1日より、役名が取締役会長になっております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

| 退任時の会社<br>における地位 | 氏 名     | 退任時の担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                       | 退任日        |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 代表取締役社長          | 牛 雨     | 第一事業本部、第二事業本部、第三事業本部、B P 推進室、フィンテック戦略室、広報 担当、フィンテック戦略室長 委嘱                                 | 平成30年1月30日 |
| 取 締 役            | 矢 沼 克 則 | 総務人事本部 担当、総務人事本部長 委嘱                                                                       | 平成30年1月30日 |
| 取 締 役            | 齊 藤 洋 介 | 株式会社ネクスグループ取締役管理本部長、株式会社フィスコ・キャピタル取締役、株式会社ネクス取締役管理部部长、株式会社ネクス・ソリューションズ取締役、株式会社ケア・ダイナミクス取締役 | 平成30年1月30日 |

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における賠償責任の限度額は、3百万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度金額のいずれか高い金額であります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額            |
|--------------------|------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(3名) | 45百万円<br>( 9百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名) | 14百万円<br>( 7百万円) |
| 合 計                | 12名        | 60百万円            |

(注) 期末現在の人員数は取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役の支給人員には、無報酬の取締役2名は含まれておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

### ② 当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況及び発言状況                                                                                    |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 川 崎 光 雄 | 当事業年度に開催された取締役会には、23回中20回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。                                  |
| 取 締 役 | 幾 石 純   | 当事業年度に開催された取締役会には、23回中20回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。                                  |
| 取 締 役 | 島 村 和 也 | 当事業年度に開催された取締役会には、23回中21回に出席し、弁護士及び公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。                  |
| 監 査 役 | 杉 本 眞 一 | 当事業年度に開催された取締役会には、23回中14回に出席、また、監査役会には16回中12回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。              |
| 監 査 役 | 細 木 正 彦 | 当事業年度に開催された取締役会には、23回中14回に出席、また、監査役会には16回中12回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。 |
| 監 査 役 | 勝 部 日出男 | 当事業年度に開催された取締役会には、23回中19回に出席、また、監査役会には16回中14回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。              |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

ハ. 当社の不正又は不当な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

### ④ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はありません。

### ⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東光監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                               | 支払額（百万円） |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                 | 24       |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24       |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東光監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

取締役会は、定時はもとより必要に応じ随時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督しております。取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として、「C A I C A 行動規範」を制定し指針としております。又、コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取り締役員及び監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置しております。

当連結会計年度は、取締役会による定時取締役会が12回、臨時取締役会（書面決議を含む。）が20回（うち決算取締役会4回）でありました。また、コンプライアンス委員会においては、定例委員会を2回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及及び啓蒙活動として、テーマを変えてポスターを定期掲示するとともに、全社向けメールマガジンを9回配信しております。また、役員及び社員を対象としたコンプライアンス研修を開催しました。これらの活動状況は常勤取締役及び常勤監査役の出席する経営会議へ報告されております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書及び議事録等を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保管及び保存するものとしており、セキュリティが確保された場所で適切に保管・保存しております。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムに基づく情報セキュリティ監査を行い、これらの情報（決裁資料、稟議書及び議事録等）を安全かつ適切に管理していることを確認しています。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いたリスクの評価を実施しており、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しており、情報セキュリティ監査要領に基づき年1回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い経営会議を設置し、代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合及び取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討・事前承認機関としております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、報告事項を定め、管理統括者が入手し検討を行っております。

⑥ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、全ての子会社に対して当社代表取締役を取締役あるいはDirectorとして派遣しており、法定代表者も当社代表取締役としております。

また、関連当事者取引管理規程及び関連当事者取引ガイドラインを整備しており、関連当事者との取引は、事前承認を取締役に諮っております。また、内部監査室においては重点監査項目として関連当事者取引の適切性確保の確認を行いました。

⑦ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動規範」、「役員規程」及び「就業規則」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部門と定め、情報収集、予防措置及び有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」及びマニュアルを整備しております。

役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

当社は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部門所属の使用人を補助使用人としています。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。

また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の2者間での内部統制評価に係る打合せ内容及び監査役と会計監査人の2者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しており、ヘルプライン受付者は監査役等へ報告する体制をとっております。

⑩ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程により当該報告をした者が不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室及び会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。

第30期連結会計年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つとして位置付けております。事業基盤の安定と更なる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、事業戦略、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期につきましても、資本の充実と財務体質の強化を図るため、内部留保の充実を優先したいと考えており、誠に遺憾ながら前期に引続き、当期の期末配当を無配とすることといたしました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成30年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,905,647	流 動 負 債	3,415,431
現金及び預金	2,482,857	支払手形及び買掛金	252,672
受取手形及び売掛金	1,123,141	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	12,016	1年内返済予定の長期借入金	145,848
仕掛品	28,889	未払金	194,435
短期貸付金	76,460	未払法人税等	5,606
未収入金	39,580	賞与引当金	234,085
仮想通貨	274,150	その他	582,783
預け金	820,292	固 定 負 債	341,079
その他	126,406	長期借入金	236,694
貸倒引当金	△78,147	繰延税金負債	55,426
固 定 資 産	6,117,142	その他	48,959
有 形 固 定 資 産	525,712	特 別 法 上 の 準 備 金	8
建物及び構築物	214,209	金融商品取引責任準備金	8
機械装置及び運搬具	611	負 債 合 計	3,756,519
工具、器具及び備品	161,842	純 資 産 の 部	
土地	146,616	株 主 資 本	7,078,032
その他	2,431	資本金	1,000,000
無 形 固 定 資 産	252,573	資本剰余金	7,663,090
ソフトウェア	86,425	利益剰余金	△1,496,112
のれん	135,585	自己株式	△88,945
その他	30,562	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	188,237
投 資 そ の 他 の 資 産	5,338,856	その他有価証券評価差額金	88,262
投資有価証券	4,983,295	繰延ヘッジ損益	△334
長期貸付金	141,863	為替換算調整勘定	100,309
出資金	154,095	純 資 産 合 計	7,266,269
その他	220,531	負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,022,789
貸倒引当金	△160,930		
資 産 合 計	11,022,789		

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		7,640,243
売 上	原 価		6,618,616
売 上 総 利 益			1,021,626
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,417,554
営 業 損 失			395,927
営 業 外 収 益			1,087,207
受 取 利 息 及 び 割 引 料		10,086	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		26,554	
仮 想 通 貨 売 却 益		915,541	
投 資 有 価 証 券 売 却 益 他		100,169	
		34,855	
営 業 外 費 用			78,482
支 払 利 息		15,403	
支 払 手 数 料 他		56,003	
		7,075	
経 常 利 益			612,798
特 別 利 益			417,409
投 資 有 価 証 券 売 却 益		126,151	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		6,876	
持 分 変 動 益		40,570	
仮 想 通 貨 評 価 益		183,811	
仮 想 通 貨 交 換 益		60,000	
特 別 損 失			360,147
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失		68,512	
減 損 損 失		291,287	
そ の 他 特 別 損 失		346	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			670,060
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			27,448
法 人 税 等 調 整 額			5,832
当 期 純 利 益			636,779
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,430
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			632,348

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	7,775,162	12,610,314	△16,486,801	△88,945	3,809,730
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,165,130	1,165,130			2,330,260
株 式 交 換 に よ る 増 加		278,415			278,415
親会社株主に帰属する当期純利益			632,348		632,348
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		26,694			26,694
減資による資本金から剰余金への振替	△7,940,292	7,940,292			—
欠 損 填 補		△14,357,757	14,357,757		—
そ の 他 の 変 動 額			583		583
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	△6,775,162	△4,947,224	14,990,689	—	3,268,302
当 期 末 残 高	1,000,000	7,663,090	△1,496,112	△88,945	7,078,032

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,360	—	100,308	102,669	300,679	4,213,079
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						2,330,260
株 式 交 換 に よ る 増 加						278,415
親会社株主に帰属する当期純利益						632,348
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						26,694
減資による資本金から剰余金への振替						—
欠 損 填 補						—
そ の 他 の 変 動 額						583
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	85,901	△334	0	85,567	△300,679	△215,111
当 期 変 動 額 合 計	85,901	△334	0	85,567	△300,679	3,053,190
当 期 末 残 高	88,262	△334	100,309	188,237	—	7,266,269

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

※ 「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.caica.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には掲載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年12月26日

株式会社カイカ
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 昌 也 ㊤
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 早 川 和 志 ㊤
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 照 井 慎 平 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カイカの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カイカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が保有する無担保転換社債型新株予約権付社債の発行元である株式会社フィスコデジタルアセットグループの連結子会社株式会社フィスコ仮想通貨取引所が、平成30年11月22日に仮想通貨の市場価格の下落に伴い保有する仮想通貨について実現損失を計上した。これに対し会社は平成30年12月26日開催の取締役会において、株式会社フィスコデジタルアセットグループが発行した無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使を実行し同社を当社の持分法適用関連会社とすることを決議し、同日実行した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年12月26日開催の取締役会において、平成31年1月30日開催予定の第30期定時株主総会に、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、会社および会社子会社の取締役並びに会社および会社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てる件を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (平成30年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	2,184,640	流 動 負 債	2,554,366
現金及び預金	1,486,589	買掛金	160,750
売掛金	646,959	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	12,016	1年内返済予定の長期借入金	16,680
仕掛品	17,799	未払金	137,266
前払費用	41,756	未払法人税等	2,290
短期貸付金	76,460	未払費用	27,983
未収入金	32,587	前受金	5,130
その他	9,059	預り金	13,719
貸倒引当金	△138,586	賞与引当金	148,937
固 定 資 産	10,065,694	未払消費税等	41,609
有 形 固 定 資 産	63,728	固 定 負 債	2,494,110
建物	14,988	長期借入金	2,402,440
工具、器具及び備品	48,240	その他	91,670
土地	500	負 債 合 計	5,048,476
無 形 固 定 資 産	19,852	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	19,567	株 主 資 本	7,102,626
その他	284	資 本 金	1,000,000
投 資 其 他 の 資 産	9,982,113	資 本 剰 余 金	5,301,043
投資有価証券	3,838,392	資本準備金	1,278,415
関係会社株式	4,648,011	その他資本剰余金	4,022,627
出資金	154,085	利 益 剰 余 金	890,528
長期貸付金	1,871,863	利益準備金	12,400
長期前払費用	46,680	その他利益剰余金	878,128
敷金保証金	79,551	繰越利益剰余金	878,128
その他	80,373	自 己 株 式	△88,945
貸倒引当金	△736,846	評 価 ・ 換 算 差 額 等	99,232
資 産 合 計	12,250,335	その他有価証券評価差額金	99,232
		純 資 産 合 計	7,201,858
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,250,335

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		4,867,074
売 上	原 価		4,219,505
売 上	総 利 益		647,568
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			866,792
営 業	損 失		219,223
営 業 外 収 益			1,100,986
受 取 利 息		70,510	
業 務 受 託 料		3,473	
有 価 証 券 売 却 益		100,169	
仮 想 通 貨 売 却 益 他		915,541	
そ の 他		11,291	
営 業 外 費 用			130,747
支 払 利 息		13,454	
支 払 手 数 料		48,718	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 他		58,769	
そ の 他		9,804	
経 常 利 益			751,015
特 別 利 益			376,839
投 資 有 価 証 券 売 却 益		126,151	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		6,876	
仮 想 通 貨 評 価 益		183,811	
仮 想 通 貨 交 換 益		60,000	
特 別 損 失			249,039
投 資 有 価 証 券 評 価 損		68,512	
関 係 会 社 株 式 評 価 損		10,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		170,526	
税 引 前 当 期 純 利 益			878,815
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			△11,713
当 期 純 利 益			890,528

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書 (自 平成29年11月1日 至 平成30年10月31日)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	7,775,162	10,274,962	—	12,400	△14,370,157
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,165,130	1,165,130			
株式交換による増加		278,415			
減資による資本金または 準備金から剰余金の振替	△7,940,292	△10,440,092	18,380,385		
欠 損 填 補			△14,357,757		14,357,757
当 期 純 利 益					890,528
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△6,775,162	△8,996,547	4,022,627	—	15,248,286
当 期 末 残 高	1,000,000	1,278,415	4,022,627	12,400	878,128

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△88,945	3,603,422	2,360	2,360	3,605,783
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		2,330,260			2,330,260
株式交換による増加		278,415			278,415
減資による資本金または 準備金から剰余金への振替		—			—
欠 損 填 補		—			—
当 期 純 利 益		890,528			890,528
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	96,871	96,871	96,871
当 期 変 動 額 合 計	—	3,499,204	96,871	96,871	3,596,075
当 期 末 残 高	△88,945	7,102,626	99,232	99,232	7,201,858

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ・ 商品

個別法による原価法

- ・ 仕掛品

個別法による原価法

ハ. 仮想通貨

- ・ 活発な市場があるもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定しております）

- ・ 活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りです。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と、残存有効期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の契約

工事完成基準

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	118,208千円
短期金銭債務	17,976千円
長期金銭債権	1,788,769千円
長期金銭債務	2,393,772千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

87,386千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	527,245千円
売上原価、販売費及び一般管理費	17,356千円
営業取引以外の取引高	67,853千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 192,954株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 流動資産

繰延税金資産	
貸倒引当金	149,734千円
賞与引当金	45,962千円
未払事業所税	1,787千円
繰越欠損金	506,855千円
その他	21,000千円
繰延税金資産小計	725,340千円
評価性引当額	725,340千円
繰延税金資産合計	一千円

2. 固定資産

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	21,143千円
貸倒引当金	106,380千円
繰越欠損金	847,205千円
関係会社株式評価損	3,054,975千円
その他	12,442千円
繰延税金資産小計	4,042,147千円
評価性引当額	4,042,147千円
繰延税金資産合計	一千円

3. 流動負債

繰延税金負債	
仮払税金	2,034千円
繰延税金負債合計	2,034千円

4. 固定負債

繰延税金負債	
投資有価証券	48,469千円
繰延税金負債合計	48,469千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	SJ Asia Pacific Limited	所有直接 100%	兼任	—	債権放棄 (注1)	3,837,637	—	—
子会社	株式会社CCCT	所有直接 100%	兼任	仮想通貨 関連	資金の貸付	5,300,000	長期貸付金	1,730,000
					利息の受取	58,769	長期未収入金	58,769
子会社	EWARRANT FUND LTD.	所有直接 100%	兼任	金融商品 取引	資金の借入	—	長期借入金	2,391,360
					利息の支払	3,808	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 会社清算活動の一環として債権放棄を行ったものであります。

3. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 19円97銭

(2) 1株当たり当期純利益 2円49銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式会社フィスコデジタルアセットグループの持分法適用関連会社化)

当社は平成30年12月26日開催の取締役会において、株式会社フィスコデジタルアセットグループ（以下、「FDAG」といいます。）が発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）を権利行使してFDAGを当社の持分法適用関連会社とすることを決議し、同日実行しました。

1. 持分法適用関連会社化の内容

(1) 本新株予約権付社債

① 払込期日	平成30年10月18日
② 新株予約権の総数	42個
③ 社債および新株予約権の引受価額	1 個につき100百万円 各本社債の額面金額100円につき100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
④ 当該発行による潜在株式数	8,400株
⑤ 資金調達の内額	4,200百万円
⑥ 行使価額 (又は転換価額)	500,000円
⑦ 行使期間	平成30年10月18日から平成33年10月17日
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当
⑨ 割当先	第三者割当の方法により、 当社に2,900百万円（額面100百万円の本社債29個） 株式会社イーフロンティアに200百万円（額面100百万円の本社債2個） 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツに1,100百万円（額面100百万円の本社債11個）
⑩ 利率	年1.0%

(2) 行使前後の株式数（議決権個数）および所有割合

① 行使前の所有株式数	普通株式 2,010株（議決権の数：2,010個） （議決権所有割合：7.9%）
② 行使数	普通株式 5,800株（議決権の数：5,800個）
③ 行使後の所有株式数	普通株式 7,810株（議決権の数：7,810個） （議決権所有割合：23.2%）

2. 持分法適用関連会社化の目的

平成30年10月10日付「株式会社フィスコデジタルアセットグループとの資本・業務提携および無担保転換社債型新株予約権付社債の引受に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社は、FDAGが発行した本新株予約権付社債の引受総額4,200百万円のうち、2,900百万円を引受けるとともに、当社およびFDAGそれぞれの子会社を含む資本・業務提携を行いました。営業基盤を活用した営業促進の連携、新規製品やサービスの共同マーケティング、ソフトウェア等の共同開発や共同研究および人材の相互交流等により、当社グループとFDAGグループは強固な協力体制の構築を推進してきました。

当社グループとしては、仮想通貨関連業界はこれからも成長を続けて行くと考えていることから、引き続きフィンテック関連分野、とりわけ仮想通貨関連事業に注力し、当該事業を当社グループの成長を牽引するエンジンの位置づけとする方針であります。さらに本新株予約権付社債の引受先である当社以外の2社による全額行使の内諾を得ていることをふまえ、当社として慎重に検討を行った結果、本新株予約権付社債を全額行使し、持分法適用関連会社化することとしたものであります。

3. 当該事象の損益に与える影響

株式会社フィスコより開示された、平成30年10月10日付「持分法適用関連会社における事業の譲受けに関するお知らせ」及び平成30年12月7日付「当社及び当社連結子会社における特別損失の計上、当社の通期業績予想及び配当予想の修正並びに当社連結子会社の通期業績予想の修正に関するお知らせ」においてFDAGの子会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所(以下、「FCCE」といいます。)が「Zaif」事業の譲受にあたりハッキング対応費用として利用者の補償のために仮想通貨(ビットコイン2,723.4枚、ビットコインキャッシュ40,360枚)を事前に準備し保持していましたが、事業譲渡の効力発生日である平成30年11月22日において、これらの仮想通貨の市場価格の下落に伴い補填に使用した仮想通貨について、取得価格と事業譲渡の効力発生日の時価との差額を実現損失として計上することとなっております。

当社は、FDAGが発行する無担保転換社債型新株予約権付社債2,900百万円と当該株式2,010株(帳簿価額:195百万円)を保有しており、権利行使後は関係会社株式として3,095百万円を保有することになります。FDAG及びFCCEの事業計画等に基づき、平成31年10月期第1四半期以降において、当該投資有価証券の取得価額と比べた実質価額との差が著しくかい離して回復可能性の裏付けが得られない場合には、個別決算で関係会社株式評価損の計上、連結決算では持分法による投資損失を計上する可能性があります。

(ストックオプションとして新株予約権の付与)

平成30年12月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成31年1月30日開催の第30回定時株主総会に上程することを決議いたしました。なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容につき、併せて上程いたします。

1. 当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対して

新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容は、会社業績並びに当社および当社子会社における業務執行の状況・貢献度を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、平成17年2月15日開催の臨時定時株主総会において年額600百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）

の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が、上記(6)に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、平成31年1月30日開催予定の当社第30期定時株主総会において、「ストックオプションとしての新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件にいたします。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月26日

株式会社カイカ
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 昌 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 早 川 和 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 照 井 慎 平 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カイカの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が保有する無担保転換社債型新株予約権付社債の発行元である株式会社フィスコデジタルアセットグループの連結子会社株式会社フィスコ仮想通貨取引所が、平成30年11月22日に仮想通貨の市場価格の下落に伴い保有する仮想通貨について実現損失を計上した。これに対し会社は平成30年12月26日開催の取締役会において、株式会社フィスコデジタルアセットグループが発行した無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使を実行し同社を当社の持分法適用関連会社とすることを決議し、同日実行した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年12月26日開催の取締役会において、平成31年1月30日開催予定の第30期定時株主総会に、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、会社および会社子会社の取締役並びに会社および会社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てる件を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月28日

株式会社カイカ 監査役会

常勤監査役 古賀 勝 ㊟

社外監査役 杉本 眞一 ㊟

社外監査役 細木 正彦 ㊟

社外監査役 勝部 日出男 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	鈴木伸 (昭和43年3月5日生)	平成3年3月 株式会社ジャパンシステムクリエーション（現 当社） 入社 平成17年4月 株式会社アイビート（現 当社） 執行役員 第一ソリューション開発本部長 平成20年4月 株式会社S J アルピーヌ（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 平成21年4月 株式会社S J I（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 平成21年8月 聯迪恒星(南京)信息系統有限公司 取締役 平成25年1月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス） 取締役 介護情報システム部長 平成25年7月 当社 国内事業統轄本部 サービス事業本部長 平成26年4月 当社 事業統轄本部 第一事業本部 本部長 平成28年4月 当社 第一事業本部 本部長 平成30年1月 当社 代表取締役社長（現任） 平成30年12月 株式会社東京テック 代表取締役社長（現任） 平成30年12月 株式会社C C C T 代表取締役社長（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">やまぐちけんじ 山口健治 (昭和45年11月19日生)</p>	<p>平成15年2月 株式会社シークエッジ（現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス）入社</p> <p>平成15年9月 同社取締役</p> <p>平成22年2月 株式会社シークエッジ・パートナーズ（現 株式会社ヴァンテージパートナーズ）取締役</p> <p>平成23年7月 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED DIRECTOR</p> <p>平成26年3月 株式会社シークエッジ・インベストメント（現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス）代表取締役</p> <p>平成27年6月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱</p> <p>平成27年11月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱 財務経理本部長委嘱</p> <p>平成28年1月 当社 代表取締役専務 ガバナンス推進室担当 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱</p> <p>平成29年2月 株式会社東京テック取締役（現任）</p> <p>平成29年3月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱</p> <p>平成29年8月 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役（現任）</p> <p>平成29年11月 株式会社CCCT取締役（現任）</p> <p>平成30年1月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 総務人事部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱（現任）</p> <p>平成30年2月 eワラント証券株式会社 取締役（現任）</p> <p>平成30年2月 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director（現任）</p> <p>平成30年2月 EWARRANT FUND LTD. Director（現任）</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	やぎ りゅうじ 八木 隆二 (昭和44年11月28日生)	平成22年3月 株式会社フィスコ入社 平成23年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 平成25年2月 株式会社ネクス(現 株式会社ネクスグループ) 取締役 平成25年3月 株式会社フィスコ取締役アドバイザー兼事業部長 平成25年12月 Care Online株式会社(現 株式会社ケア・ダイナミクス) 取締役 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役 平成26年8月 株式会社ジェネラルソリューションズ(現 株式会社フィスコIR) 取締役 株式会社シヤンテイ取締役 平成27年6月 当社 代表取締役会長 業務全般担当 内部監査室担当 平成28年10月 当社 代表取締役会長 内部監査室担当 広報担当 平成29年2月 株式会社東京テック代表取締役社長 平成29年8月 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役(現任) 平成29年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ 取締役 平成29年11月 株式会社CCCT代表取締役社長 平成30年2月 eワラント証券株式会社 代表取締役(現任) 平成30年2月 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director(現任) 平成30年2月 EWARRANT FUND LTD. Director(現任) 平成30年12月 当社 取締役会長 内部監査室担当 広報担当(現任) 平成30年12月 株式会社東京テック 取締役(現任) 平成30年12月 株式会社CCCT 取締役(現任) 平成30年12月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 代表取締役(現任) 平成30年12月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ 代表取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	佐藤元紀 (昭和48年5月4日生)	平成24年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー（現 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー）取締役（現任） 平成26年3月 株式会社フィスコ取締役（現任） 平成26年5月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役（現任） 平成26年7月 株式会社ジェネラルソリューションズ（現 株式会社フィスコIR）代表取締役社長（現任） 平成26年12月 株式会社シヤンテイ取締役（現任） 平成30年1月 当社 取締役（現任）	0株
5	川崎光雄 (昭和47年5月28日生)	平成8年4月 株式会社アットホーム入社 平成15年8月 株式会社船井総合研究所入社 平成23年1月 株式会社カテナシア設立代表取締役（現任） 平成23年8月 株式会社メディア・コンテンツ代表取締役 平成24年9月 一般財団法人アジア医療支援機構監事（現任） 平成24年12月 医療法人マザーキー理事（現任） 平成25年12月 社会福祉法人善光会理事（現任） 平成27年6月 当社 取締役（現任）	0株
6	幾石純 (昭和23年2月12日生)	昭和46年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 平成元年9月 同行香港支店筆頭副支店長 平成4年7月 同行パリ支店長 平成8年1月 同行情報開発部長 平成12年6月 大和証券S Bキャピタル・マーケティング株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）執行役員 平成14年8月 日本オーチスエレベータ株式会社取締役 平成20年5月 いわかぜキャピタル株式会社取締役 平成28年1月 当社 取締役（現任）	0株
7	島村和也 (昭和47年10月20日生)	平成7年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 平成20年3月 島村法律会計事務所開設 代表（現任） 平成20年6月 株式会社ソディックプラステック 社外監査役 平成20年7月 株式会社スリー・ディー・マトリックス 社外監査役 平成24年7月 同社 社外取締役（現任） 平成26年3月 コスモ・バイオ株式会社 社外取締役（現任） 平成27年6月 アイビースシステム株式会社 社外監査役（現任） 平成28年12月 株式会社アズーム 社外監査役（現任） 平成29年1月 当社 取締役（現任）	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成30年10月31日現在の状況を記載しております。
 3. 川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出しており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 4. 川崎光雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年7ヶ月となります。
 幾石純氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 島村和也氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 川崎光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
6. 幾石純氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関における金融及び証券関係の豊富な専門知識ならびに経営者として培われた幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
7. 島村和也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士・公認会計士としての豊富な専門知識と経験をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
8. 当社定款第28条の規定に基づき、当社は川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
9. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役古賀勝氏および監査役杉本眞一氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	古賀勝 (昭和40年10月15日生)	平成18年2月 株式会社シークエッジ（現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス）入社 平成21年7月 株式会社シークエッジファイナンス入社 平成23年12月 株式会社フィスコ・キャピタル入社 平成24年3月 同社 取締役 平成27年6月 当社 監査役（現任） 平成29年2月 株式会社東京テック監査役（現任） 平成29年8月 株式会社ネクス・ソリューションズ監査役（現任） 平成29年11月 株式会社CCCT監査役（現任） 平成30年2月 eフロント証券株式会社監査役（現任） 平成30年5月 株式会社シーズメン社外監査役（現任） 平成30年6月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所監査役（現任）	0株
2	杉本眞一 (昭和42年1月13日生)	平成2年4月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 平成8年11月 富士化学工業株式会社入社 平成12年1月 アーサー・D・リトル（ジャパン）株式会社入社 平成12年4月 モニター・カンパニー・インク入社 平成15年10月 プロフェット・インターナショナル・インク入社 平成19年5月 ボナファイデコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 平成27年6月 当社 監査役（現任）	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉本眞一氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。なお、当社は、杉本眞一氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出しており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 杉本眞一氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年7ヶ月となります。
4. 杉本眞一氏を社外監査役候補者として選任する理由は、同氏の多数の企業に対するコンサルティングに裏打ちされた企業経営の専門的かつ客観的な視点が、当社の監査業務においてその職務を遂行して頂くに相応しいものと判断したためであります。
5. 当社定款第39条の規定に基づき、当社は古賀勝氏、杉本眞一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、古賀勝氏、杉本眞一氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）であり、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり可決されましても、取締役の人数は、従来と同じ7名（うち社外取締役3名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、平成17年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、本議案に係るストックオプションとしての新株予約権に関する当社の取締役の報酬等の額及び具体的な内容は、上記報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、本議案に係る取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくはは

株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 端数がある場合の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) その他
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 B2階 サフラン
電話 (03) 3409-8181



交通のご案内

(地下鉄)

- 銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車 (B3又はB1出口より徒歩約5分)
(都営バス)
- 渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋谷88系統) 「南青山五丁目」下車 (徒歩約3分)
- 新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋谷88系統) 「青山学院前」下車 (徒歩約3分)

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。